



開国10周年 今年もトロッコが快走!

廃線となった美幸線の鉄路を再活用し、大自然の中をトロッコで走る体験が人気の「トロッコ王国」がオープンしました。同王国は、今年で開国10周年。オープン初日のこの日は、10周年記念事業の一環として地元の仁宇布中学校の生徒を無料招待。仁宇布中学校の生徒たちは、まだ雪残る大自然の中へトロッコを走らせ、早春の森林浴を満喫していました。(4月28日)

BIFUKA 2007
(平成19年)

6

No. 649

びふか

●まちの動き (4月末現在)

人口/5,378人(+5)・世帯数/2,444世帯(+17)

ホームページアドレス

<http://www.town.bifuka.hokkaido.jp>

資源を大切に—この広報誌は再生紙を使用しています。

「元気、勇気、やる気」を持ち

全力を挙げて信頼される町政の進展に努めます

美深町長 山口 信夫



▲初登庁の際、役場正面玄関前で職員から花束の贈呈を受ける山口町長

この度、前町長が築いた行政の継続と新たな発展を願う、多くの町民のみなさんご支持を賜り、当選の栄に浴し美深町長に就任いたしました。

岩木町長5期20年の後を引き継ぐこととなり、責任の重大さを認識し、町政を担う覚悟を新たにしているところでございます。

私は選挙を通し、市街地や農村地区の様子など、住民の皆さんの日々の思いをうかがう機会を得て、43年の行政経験に新たな経験を重ねることができました。

今後は、これらを活かし、町の活性化のために、国や道との絆をより一層深め、さらに民間の活力と知恵を大切に、まちづくりを積極的にアプローチしていきたいと思っております。

今、地方は格差という言葉に代表されるように、多くの課題を抱えています。

当町におきましても、少子高齢化の波は段々と大きくなっていきます。そこから派生する様々な問題は、日々の暮らしを脅かしています。このような状況を認識し、これからのまちづくりは、住民と共に歩む、「信頼する、信頼される」関係を強める話し合いが必要と考えております。

私は、改革の推進と第4次総合計画の着実な推進を実現させるためには、職員の意識改革と町民の意識改革が必要であり、改革の時代に合わせた厳しさにも耐える我慢が必要であると思っております。そのためには、前に出る勇気が必要であります。共に働く職員・



▲職員を前に訓辞を行う山口町長

町民のみなさんを信じ、大いなる発展に期待をかけているところでございます。

人

口の減少、地方の格差が心配であります。町の基幹産業である農業を柱として、地場産業の振興を図るため、担い手の育成に努めていかなければなりません。

また、米の生産調整支援の見直や「品目横断的経営安定対策」や「農地・水・環境保全対策」などの農業施策も大きく転換されており、新たな制度を当町も導入することとなります。

厳しい自然を克服し、稲作・畑作・酪農畜産の三形態を中心に高い生産性のある、安定した農業経営にシフトできるように、農業の基本であります土づくり、農業の環境整備を推進して参ります。

ス

スポーツと文化のかおり高い豊かな郷土、「夢いっぱい北の大地」びふかの二世紀に向けて、商工業と観光を結びつける街の顔づくり、道路整備など新たな視点と長期展望に基づくまちづく

りを関係機関団体との連携を強化しながら推進いたします。

安全で安心な暮らしには、子どもたちを大切にする学校教育や生涯学習、思いやりのある福祉、そして、心配のない保健医療の充実が必要です。美深小学校の改築、障害者の自立に向けた住宅、厚生病院の問題などは早期の対策が必要であり、まず、これらの課題に取り組んでいく所存でございます。

美

深町には、自然の恵みによる財産、公の財産、人材という財産があると確信しております。今後も、郷土への感謝の心を忘れずに、住民生活に明るさと潤いをもてる心豊かな人材の育成こそが、地域を守り育てるまちづくりと捉え、その推進に努力していく所存でございます。

新しい議会の体制もできあがりまして、いよいよスタートとなるわけですが、町民の皆様には、格別のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、「元氣、勇気、やる気」を持ち、全力を挙げて信頼される町政の進展に努力する決意であることを申し上げ、町長就任のごあいさつといたします。

「希望する障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくり」のために

「美深町障がい者福祉計画」を策定しました

第2回

5月号では、計画の基本理念や基本目標と、具体的方針の前半についてお知らせしました。今回は、基本目標等の達成に向けたサービス見込量など、具体的方針の後半の概要について、お知らせします。

基本目標の達成に向けサービス体系を整備します

障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）」（次頁の表1-1）や「自立支援医療」の給付、「補装具費」の支給、「地域生活支援事業」（次頁の表1-2）、さらに「地域における相談体制」などを整備して、基本目標の達成に努めます。

サービス提供のための基盤を整備します

障がい者の地域生活や自立支援のためには、事業所や施設、従事職員など基盤の整備が必要です。生活基

盤や支援サービスの基盤整備を検討し、関係機関と連携を図りながら推進します。

○自立支援サービスや地域生活、日中活動に必要な施設基盤の整備

○障害福祉サービス等に従事する人材の確保およびサービスの質の向上など

地域における相談体制の充実に努めます

障がい者が地域生活を送るうえで重要となる相談支援体制の整備に努めます。

○自立支援法による必要な相談支援給付の実施

○地域生活支援事業による相談支援事業の実施

○専門的・広域的な相談判定機関等との連携の強化、民生委員児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員のPRなど

自立支援協議会を設置します

障がい者の地域生活に対

する相談支援の充実や、関係機関との円滑な連携を図るため、「美深町障がい者自立支援協議会」を設置し、運営します。

権利擁護・虐待予防を推進します

判断能力が十分でない方に対する相談支援、地域権利擁護事業や成年後見制度の周知などを図ります。

基本目標に沿った具体的方針 ③ 地域生活の基盤確保 (抜粋)

- 住居の確保、公共施設の環境整備
- ・ グループホーム等の整備や住宅改修費助成制度の周知など
- 移動・交通手段の確保
- ・ 移動関連サービス、各種割引制度の周知など
- 情報の確保
- ・ 福祉サービスや事業者等の必要な情報提供など

- 福祉用具の普及促進
- ・ 補装具や日常生活用具の情報提供、相談の充実
- その他
- ・ 学習活動や芸術文化鑑賞の機会の充実、スポーツやレクリエーションの支援
- ・ 各種年金や手当制度、医療給付事業の周知など

基本目標に沿った具体的方針 ④ ライフサイクルに応じた個人支援体制の充実 (抜粋)

- 乳幼児期の支援対策
- ・ 母子保健事業による障がい予防や早期発見
- ・ 医療、教育機関との連携による早期療育支援など
- 学齢期の支援対策
- ・ 障がい配慮した教育内容や相談、指導の充実
- ・ 学校施設整備における障がい者への配慮など
- 青・壮年期の支援対策
- ・ 自立した生活の支援、就労の促進、社会参加の機会拡大など
- 高齢期の支援対策
- ・ 介護保険や介護予防・生活支援サービス活用など

地域の支援者育成やボランティア活動の促進

障がい者の地域生活を促進するうえで、行政が行うサービスや支援だけでは、充足されないニーズが生じることも予想されます。

一方、住民の手による支援には、行政が行う支援にはない「ふれあいや交流の促進」が考えられ、これらの広がりによる、あたたかなまちづくりが期待されます。地域住民や団体等の理解や協力、期待される支援等について、関係機関と連携のもと、検討を進めます。

計画の推進管理

この計画の推進にあたっては、広報などによる概要等の周知を行うとともに、必要に応じて意見・要望を取り入れながら、町民参加のもとで取り組みを進めて行きます。

◆記事に関する問合せ先
役場住民生活課
保健福祉グループ
ダイヤルイン(直通)
TEL 2・1683

<表一 1> 主な障害福祉サービスの見込量など (美深町出身で、他市町村で生活している方の利用を含みます)

区分	サービス名	サービス内容など	サービス基盤など	平成23年度目標
訪問系	居宅介護	ホームヘルパーが訪問し、居宅における介護・家事などの支援を行います。	居宅介護事業者で実施します。現在、町内では社会福祉協議会が事業所指定を受けています。	延1,752時間/年
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方に、日常生活や外出時の支援を行います。		延192時間/年
	行動援護	行動が著しく困難な方に対して、安心して外出できるよう支援します。		延144時間/年
日中活動系	生活介護	常時介護を要する方に日中の支援や介護を行います。	現在近隣では、名寄丘の上学園が指定を受けています。	延330人/月
	自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活や社会生活の実現に向け、訓練を行います。	近隣では、名寄丘の上学園が指定を受けています(生活訓練)。	延88人/月
	就労移行支援	一般の会社などに就職するための訓練や相談を受けることができます。	現在、近隣にはありませんが、今後事業所の指定が進みます。	延44人/月
	就労継続支援	就労の場の提供を受けて働いたり、必要な支援を受けることができます。	現在近隣では、名寄丘の上学園が指定を受けています。	延264人/月
	療養介護	進行性筋萎縮症など重度障がいの方が入院し、医療や日常生活の介護を受けます。	近隣では、国立病院機構道北病院(旭川市)が指定病院です。	利用者 2人
	児童デイサービス	障がいのある子どもたちのためのデイサービスです。	近隣の指定事業所は、名寄市総合療育センターです。	延200日/年
	短期入所	家族が病気で介護が困難な時などに、短期間施設を利用します。	第二美深のぞみ学園、美深町特別養護老人ホーム、名寄丘の上学園、緑ヶ丘寮などが指定を受けています。	延84日/年
居住系	旧体系施設利用	今までの施設の利用期限は平成23年度までで、その後、他のサービスに移行します。	美深のぞみ学園、第二美深のぞみ学園などが該当します。	現在利用 21人⇒0人
	グループホーム またはケアホーム	共同生活住居で生活し、日常生活の相談、援助や介護などを受けます。	美深福祉会などで運営されています。	現在利用 6人⇒15人
	施設入所支援	日常生活の支援や介護を受け、施設で生活します。 (旧体系施設からの移行)	近隣では、名寄丘の上学園が指定を受けており、美深のぞみ学園等も順次指定を受ける予定です。	現在利用 1人⇒11人

<表一 2> 主な地域生活支援事業サービスの見込量など

事業名	事業内容など	サービス基盤など	平成23年度目標
相談支援事業	障がい者及びその家族などからの相談に応じ、情報提供などの必要な援助を行います。	美深福祉会、道北センター福祉会(名寄市内)に委託して実施します(※1)	
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語などの障がいによって意思疎通に支障のある方に対して、手話通訳者の派遣等を行います。	北海道ろうあ連盟への委託等により実施	
日常生活用具給付事業	介護や訓練、自立生活支援など、必要に応じた各種用具の給付を実施します。	給付申請の窓口は役場保健福祉グループ	延 139件
移動支援事業	社会参加や余暇活動など、必要な外出・移動を支援します。	居宅介護事業所に委託して実施	対象者 10人 延 1,200時間
地域活動支援センター	地域の障がい者に、通所による作業や社会参加、交流の場の提供を図ります。	美深福祉会および道北センター福祉会に委託して実施	2箇所 利用者 15人
日中一時支援事業	地域の障がい者の日中活動や家族の困難時における一時的な支援を行います。	町内および名寄市内の施設等に委託して実施予定	2箇所

※1 <地域生活支援事業による相談支援事業(委託)>

○事業所名/地域生活支援センターのぞみ(美深町字美深76番地8)TEL2-1101

○事業所名/道北地域生活支援センター(精神障がい者中心の相談支援)

(名寄市西1条南7丁目)TEL01654-9-4365

4 職員体制と行政機構の見直し

①事務の機構と体制の見直し	■臨時的時差出勤の推進 延352人 559時間 (約121万円の削減効果)
②定員及び給与の適正化	■退職者補充の抑制 △4,464万円 H17.4.1 職員数 160人 H18.4.1 職員数 154人 △6人(退職△7人 採用1人)
③能力開発と人材育成	■職員研修の充実及び自主研修の推進 延べ39人

5 議会議員、行政委員会、附属機関の見直し

附属機関等の見直し	■各種委員の報酬・費用弁償等 法律、条例に基づく各種委員の報酬について、4時間未満の勤務の場合を4,500円に改正(昨年まで一律7,000円) 削減額△35万円
-----------	---

6 給付サービスと補助金等の見直し

①事務事業の検証に基づく給付サービス等の見直し	■高齢者除雪サービスの1割負担 ※収入実績 約40万円 ■介護事業等に係るリハビリ事業の有料化 ※収入実績 約2万円
②補助金・負担金等の見直し	■団体補助等 減額24件、廃止2件 削減額 △2,380万円

7 住民負担の見直し

①国保税のあり方	■ヘルスアップ事業を実施 被保険者の自主的な健康増進および疾病予防を促進し、医療費の抑制を図る
②町税収納率の向上	■町内滞納者との面談(随時) ■町外滞納者の居住先の追跡および金融機関の預貯金調査を実施
③施設使用料等の見直し	■集会施設～昼夜間料金区分を廃止し、現行夜間料金10%アップ ■その他施設～25%アップ ■無料施設の有料化(9施設)

8 公共施設の管理等の見直しと業務委託の推進

①指定管理者制度の活用と民間委託の推進	■指定管理者制度への移行 コミセン等46施設の運営管理を指定管理者へ移行
②公共施設の運営方法の見直し	■老人憩いの家 管理職員を廃止、清掃業務等の委託化 17年度予算対比 △72万円
③学校施設の適正配置の検討	■町内小中学校のあり方 恩根内小学校の統廃合について、地域と協議検討開始

9 広域連携の推進

①広域行政の推進	■名寄地区障害程度区分認定審査会の設置 7月1日共同設置 代表 名寄市(名寄、下川、音威子府、中川、美深) ※8月業務開始、11回開催
----------	---

効率的な行財政の運営と 住民サービスの向上を目指して

美深町行政改革大綱・推進計画 平成18年度実施状況

美深町では、厳しくなる行財政状況の中で、効率的な行財政の運営と住民サービスの向上を目指し、平成17年度から平成21年度までの「第3次行政改革大綱・推進計画」に基づき、町民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら行財政改革に取り組んでいます。今回は、平成18年度の実績についてお知らせします。

1 住民参加の推進

①開かれた町政の推進	■まちづくり推進町民会議の開催(9月・2月) 総合計画、行革推進計画の進行管理の公開
②住民参加の意識高揚と機会づくり	■自治会地域担当員制度による広報・広聴の推進 ■町長への手紙(9月～)14件

2 事務事業の見直しと経費の節減合理化

①事務事業の整理合理化	■職員提案の推進 採用1件
②民間移管の推進	■特養老人ホーム民間移管 平成19年4月1日経営移譲に向け、特養設置条例の廃止、美深福祉会と移譲に関する協定締結
③経費の節減・合理化	■経常経費の節減の徹底 17年度予算対比 △2,940万円(物件費、扶助費、補助費、公債費等) ■遊休資産の処分 旧郷土博物館、旧教員住宅の取り壊し
④公共工事の透明性の確保とコスト削減	■リサイクル資材の有効利用 再生舗装合材及びコンクリート二次製品、路盤材再利用の実施 ※有効利用工事 11件 838t

3 事務事業の充実と行政サービスの向上

①行政サービスの向上と情報化の推進	■次世代支援対策の充実 ・保育所延長保育実施 延3,655人 290日 ・保育所一時保育実施 延24人 65日
-------------------	---

6月1日から

各担当へ直接電話ができるようになります

役場では、6月1日から各課・各担当に直接電話がつながる「ダイヤルイン方式」を導入しますので、ご利用ください。なお、代表電話（2-1611）は変更ありませんので、ご用先がわからないときは従来どおりお掛けください。

注）土日、祝日および夜間（17時30分～翌8時30分）は代表電話のみの対応となります。

課名	グループ名	電話番号	担当名 【】内のGはグループの略	主な業務内容
総務課	総務グループ 【総務課長】	2-1611 (代表)	総務担当 【総務G主幹】	町長動向、人事、給与、防災、選挙
			情報担当	総合行政システム、情報の公開、管理
	財務グループ	2-1639	管財担当	財産管理、地籍、契約
			財政経理担当 【財務G主幹】	財政、経理
企画グループ	2-1645	企画担当 【企画G主幹】	企画、統計、広報、広聴、自治会	
住民生活課	税務グループ	2-1612	税務担当 【税務G主幹】	住民税、固定資産税、国保税、軽自動車税
	生活環境グループ 【住民生活課長】	2-1613	戸籍年金担当 (総合窓口)	戸籍、住民票、年金、各種証明
		2-1614	国保医療担当	国民健康保険、医療費助成
		2-1615	環境生活担当 【生活環境G主幹】	ごみ、し尿、霊園、環境衛生、交通・防犯、生活相談、鳥獣駆除
	保健福祉グループ	2-1683	福祉介護担当 【保健福祉G主幹】	福祉、介護保険 地域包括支援センター【専用電話 2-2707】
2-1685		健康管理担当	健康管理、栄養	
産業施設課	管理グループ	2-1616	上下水道担当 【管理G主幹】	上水道、下水道、簡易水道
	施設グループ	2-1617	公営住宅・建築 都市計画担当	公営住宅、建築、都市計画
		2-1625	土木・林務・土地改良担当 【施設G主幹】	土木、道路・河川管理・除雪、土地改良、林政
	産業グループ 【産業施設課長】	2-1641	産業担当 【産業G主幹】	農政、農産、畜産
2-1642		農業委員会	農業委員会	
		商工観光担当	商工労働、観光	
出納室	2-1623	【会計管理者】	支払、納入	
議会事務局	2-1651	議会事務局 【議会事務局長】	町議会、監査委員会	
注) 土日、祝日 および夜間	2-1611	* 平日：17時30分～23時までは、主に警備員による対応となります 23時00分～翌8時30分の間は美深消防署へ電話が転送されます * 休日：9時～17時までは主に警備員による対応となります 17時～翌8時30分の間は美深消防署へ電話が転送されます		

美深町自治会連合会で総会 明るく住みよいまちづくりを推進

町内17の自治会・町内会で構成する美深町自治会連合会の平成19年度定期総会が5月2日、文化会館CO M100で開催されました。総会には全自治会・町内会から代議員51人が出席。新規事業として夏まつり、新規事業として夏まつり、のあんどん行列に、農村地域のひまわり会合同でのあんどん制作・行列参加に対し、連合会として協力することを決めたほか、「自治

会相互の連絡協調を図り、地域づくりを推進」「住民活動を積極的に推進」「行政および各種団体と連携したまちづくりの推進」の3点を重点目標に、今年1年間の事業計画が承認されました。

あいさつに立った教重文雄連合会長は「単位自治会の活発な活動により、連合会も年々活発な事業展開を行っている。住みよいまち

づくりのために、今後も皆さんと手を携えて努力していきたい。」と出席した各町内会、自治会の代表たちに協力を呼び掛けていました。



自治会長名簿

(敬称略)

自治会名	世帯数	氏名	連合会役職
第1町内会	407	奥野 正行	事務局長
第2町内会	276	多田 勝	副会長
第3町内会	221	苫米地 正	監事
第4町内会	256	教重 文雄	会長
第5町内会	387	内山 利彦	副会長
新生町内会	291	毛利 伸行	理事
仁宇布自治会	26	柳生 佳樹	監事
東自治会	68	多田 俊男	理事
南自治会	176	佐波 勝廣	理事
敷島自治会	48	越智 清一	
吉野自治会	35	松田 征男	
斑溪自治会	27	中村 敏明	
富岡自治会	32	八巻 等	
川西自治会	34	市川 博	
玉川自治会	13	水澤 幸雄	
西紋自治会	52	伊藤 清	理事
恩根内地域自治会	95	下吉 孝夫	理事

※世帯数は4月30日現在

行政相談委員に委嘱状を交付 前任の真光さんに総務大臣から感謝状

行政相談委員の委嘱状交付式と感謝状贈呈式が4月20日、町役場で行われました。

行政相談委員とは、住民の相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行うのが主な業務。任期は2年で、総務大臣の委嘱によりすべての市町村に配置されています。

この日は、町理事者や行政評価局旭川行政評価分室の職員らが出席。同室の中島寛司評価監察官から15年間同職を務めてきた真光宣昭さん(第4)に対し、総務

大臣からの感謝状を贈呈。また、新しく4月から委員に就任した高野天津夫さん(第1)に対しても、同じく総務大臣から委嘱状が交付されました。

感謝状を受けた真光さんは、「相談業務を通して、人との関わり方を学び、よい経験を積みました。」と、15年間を振り返ると同時に、後任の高野さんに対し、「相談内容は決して他人には話さないこと。そして、相談者の話をよく聞くことが一番大切です。」と助言していました。それを受け、高野さんは「助言をもとに、話をよく聞いてあげること、気を付け、頑張りたい。」と抱負を述べていました。



▲委嘱状の交付を受ける高野さん



▲感謝状を受けた真光さん

絵画を通して子どもたちと交流 ジョー・ペティさんが育成園で絵画教室



▲絵を通して子どもたちとふれあうペティさん



▲カナダからのお土産に子どもたちは大喜び

国際友好都市提携を結んでいるカナダ・アシユクラフト村の女性画家、ジョー・ペティさんが、5月15日美深育成園を訪れ、園生たちを対象とした絵画教室を開き、絵画を通して子どもたちとのふれあいを楽しみました。

この絵画教室は、ペティさんが、今年で4回目となる自身の絵画展を町文化会館で開催することにあわせて実施されているもので、今回で3年連続の開催となります。

この日の絵画教室には小学生の園生ら16名が参加。子どもたちは、動物など思いの絵を描くなどして、言葉は通じなくても、ペティさんと絵画を通して楽しく交流をしていました。

ペティさんは、「美深町に初来町してから、今年で10年目。この絵画教室は、今回の来日目的の中でも大切なことのひとつ。絵を描くことは楽しいことだということも多くの子どもたちに教えたい。」と話してくれました。

公表します

選挙運動費用収支報告書

平成19年4月22日執行の美深町長選挙、町議会議員選挙における各候補者の出納責任者から5月7日まで提出のあった選挙費用に関する収入および支出の報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成19年5月18日
美深町選挙管理委員会
委員長 毛利 伸行

選挙運動に関する支出金額の制限額

■町長選挙
1、797、000円

■町議会議員選挙
1、290、000円

選挙運動費用収支報告書 (要旨)

敬称略・届出順 (単位：円)

区分	候補者氏名	所属党派	出納責任者氏名	収入総計	支出総計
町長選	山口 信夫	無所属	式部 正紀	1,091,064	1,091,064
	岩崎 泰好	無所属	苔米地慶子	528,244	383,283
町議選	林 寿一	無所属	内山 吉子	500,000	221,370
	庵 宗訓	無所属	上坂 貢	448,855	448,855
	倉兼 政彦	無所属	内村 寿雄	319,353	319,353
	中野 勇治	無所属	田口 英雄	319,659	319,659
	諸岡 勇	無所属	石崎 雅子	164,455	164,455
	今泉 常夫	無所属	今泉 道子	235,877	235,877
	藤守千代子	無所属	高須賀広子	278,149	278,149
	南 和博	無所属	森元 康好	356,010	356,010
	越智 清一	無所属	中江 徳治	366,221	366,221
	村山 勲	無所属	神野 和雄	593,229	591,129
	齊藤 和信	無所属	齊藤 定雄	500,000	338,389
	菅野 勝義	無所属	水本 守	300,000	248,193
小口 英治	無所属	小口 貞子	228,052	228,052	

中小企業の皆さんへ

応援します

中小企業融資制度を ご利用ください

美深町では、町内の中小企業の育成振興と経営合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るために融資制度を設けています。

◆融資の種類と条件

融資金の種類		融資限度額	融資期間
商工業	運転資金	500万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
木材・建設業	運転資金	1,000万円以内	5年以内
	設備資金	1,500万円以内	10年以内
償還方法		割賦償還または一時償還	
担保または保証人		本制度による融資を取り扱う金融機関が定める	

◆対象者

町内に事業所を有する中小企業法人または個人で、町税の滞納がなく、同一事業

を引き続き1年以上営む者。

◆融資の利率

変動金利制の採用で4月1日と10月1日の年2回変更されます。(長期プライムレート同率)

◆補給率

保証料のみ全額補給

制度資金に対して 保証料を補給します

中小企業総合振興融資制度の融資を受けた者に対し保証料を補給します。

◆対象資金

中小企業総合振興資金(経営安定化資金、事業活性化資金、産業振興資金、経済対策特別資金など)、新生ほっかいどう資金(中小企業無担保クイック融資)

◆補給率

保証料のみ全額補給

中退共など退職金共済への 加入費用を補助します

美深町では中小企業における労働力の確保と福祉の増進を図るため、退職金共

済制度への新規加入、または増額した事業主に対して補助をしています。

◆対象事業主

- ① 町内の事業所に勤務する従業員の退職金支給を目的とする事業主。
- ② 中小企業退職金共済制度(中小企業退職金事業団)、北海道中小企業退職金共済制度(北海道商工会連合会)に新規加入、追加および増額契約をする事業主。

◆補助の額

- ① 新規、追加契約の場合
被共済者1人につき月額5,000円を限度として、対象掛金に25%を乗じて得た額。
- ② 増額契約の場合
既契約掛金5,000円以下の者が増額した場合、5,000円を上限(既契約掛金と増額分の合計)として、その増額掛金分に対して25%を乗じて得た額。

◆補助期間

3年間

■問合せ先

- ▽ 役場産業施設課
産業グループ(商工・観光)
TEL 2・1642(直通)
- ▽ 美深町商工会
TEL 2・1014

融雪施設整備に補助金

「克雪推進事業補助制度」

美深町では「克雪推進条例」を制定し、融雪槽、融雪機、ロードヒーティングの施設を設置する方に対して、補助金の交付を行いません。

■補助対象施設

市販されている融雪槽、融雪機、ロードヒーティングで、融雪施設が機能するための本体工事にかかる経費を含みます。

■補助対象要件

申請する年以前3年間に町税を滞納していない方。

■補助金額

補助対象経費の3分の1以内(限度額あり)

■補助の内容

下表のとおり
※なお、過去に融雪施設整備の補助金を受けた方は、適用になりません。

■補助の内容

① 補助限度額

対象融雪施設	補助対象限度額	補助率	補助限度額
融雪槽 融雪機	750,000円	1/3以内	250,000円
ロードヒーティング	950,000円	1/3以内	316,000円

- ② 融雪施設の重複補助はできません。
- ③ 2世帯住宅は間口が共用の場合は1戸として取扱います。
- ④ 補助枠については予算の範囲内とします。(申請順)

産業施設課 施設グループ

申請・問合せ先

TEL 2・1625(直通)

街角カメラ

📷 トピックス 📷



全町面積の8割以上を占める美深町の山林を火災から守ろうと美深町美深町林野火災予消防対策協議会主催による山火事予防パレードが行われました。町や林業関係者らが車で市街地区をパレードしながら、山火事防止を呼び掛けていました。(5月11日)



充実した高齢期の生活を送るために、自らの健康増進とボランティアなど社会貢献活動を展開する「COMカレッジ110美深大学」の入学式が文化会館で行われました。今年度は456人の学生たちが入学。これから行われる1年間の活動に向け、気持ちを新たにしていました。(4月25日)



春の交通安全運動の一環として、街頭啓発「旗の波作戦」(美深地区地域安全推進協議会連合会と美深警察署共催)が美深警察署前で行われました。街頭啓発には、ボランティア団体いぶきの会など50名が参加。道行く車両に交通安全旗を振って交通安全を呼び掛けていました。(5月11日)



農業体験を通して、愛郷精神・職業観などを育もうと美深高校1年生による農業体験学習が山下農園(経営:山下義博さん)で行われました。同体験は、秋の収穫時期まで長期で実施。初回のこの日は、もち米の収穫までの課程等を学習し、生徒らは農業への関心を深めていました。(4月27日)



この春、転勤や移住などで美深町に新しく転入された町民の方を対象とした町内施設見学会が行われました。参加者たちはリサイクルセンター(写真)など町内の各施設を見学したり、車中から施設の外観を眺めるなどして、初めて巡る町の施設について、理解を深めていました。(5月12日)



美深消防団による春季消防演習が文化会館COM100前で行われました。この日は、整列・行進を行う小隊訓練のほか、標的めがけて放水を行うポンプ操法などの訓練を実施。団員たちは、ひとつひとつの動きを確認しながら、真剣な表情で訓練に取り組んでいました。(5月10日)

図-1 メタボリック診断基準

内臓脂肪の蓄積は？

- ◆ウエスト径周囲 (へそまわり)
- 男性：85cm以上
- 女性：90cm以上



上記に加え、以下のうち2項目以上

◆血清脂質異常

- ①中性脂肪:150mg/dl以上
- ②HDLコレステロール:40mg/dl未満
- ①②のいずれか、または両方

◆高血圧

- ①最高(収縮期) 血圧130mmHg以上
- ②最低(拡張期) 血圧 85mmHg以上
- ①②のいずれか、または両方

◆高血糖

空腹時の血糖値 110mg/dl以上



あなたのお腹は大丈夫？

今話題のメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群。以下「メタボリック」)、皆さん該当者になっていませんか。メタボリックとは、お腹まわりに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加えて高血糖、高血圧、高脂血症といった生活習慣病の危険因子を併せ持つ状態のことです。

まずは自己チェックしてみましょう！(図-1)

一つひとつの値は異常レベルではなくても、やや高めが重なることで動脈硬化が進み、心臓病や脳卒中などの疾患につながる危険性があります。具体的には、危険因子が「0個の人」と「3から4個併せ持つ人」とでは、約36倍危険性が高くなるという事実が明らかになっていきます。

美深町はどうなの？

平成18年度の健診の結果、男性は30代から女性は60代からメタボリック該当者がいました。まずは、自分がメタボリックかどうかを知る健診を受けることが、予防のスタートです。

自己対策の1歩は？

特に、65歳未満でちょっとお腹が気になっている方、まだ一度も健診を受けていないという方は、急に心臓病等で不幸な人生を送らないように健診を受けましょう。

まず、その一口をやめ(食事)、代謝のよい体づく(運動)をすることが第一歩です。一口の食べ方予防としては、摂取カロリーを減らすこと。一度、袋に記入してある食品の成分表示を見て確認してみてください。ちなみに、ごはん1膳(100g)は、160キロカロリーです。

肥満の方は、まず毎日朝夕体重測定をして自分の体重を意識し、こまめに体を動かしましょう。保健センターでは記録用紙を、用意していますので活用ください。

意識が変われば、行動が変わります。今日から、ぜひ改善の取り組みを！

問合せ先

住民生活課保健福祉グループ
TEL 2・1685(直通)

年金窓口から

こんな時には、
こんな手続きを

現況届が届いたとき

毎年1回、誕生月の初旬に社会保険業務センターから受給者の方へ「現況届」を送付しています。これは、年金を引き続き受ける権利があるかどうかを確認するためのものですので、必要事項を記入のうえ、速やかに返送してください。

なお、「現況届」が提出されませんと、提出されるまでの間、年金の支払いが一時止まることとなりますので、ご注意ください。また、平成18年12月から住民基本台帳ネットワークシステムを活用して確認できるようになりました。

これに伴い、「現況届」に住民票コードを記入して提出することで、翌年(次回)以降、現況届の提出が不要となります。

住民生活課
生活環境
グループ
☎2-1613
(直通)

支払い機関を変えるとき

ただし、現況届以外の届出が必要な方(加給年金受給者など)は、この対象にはなりません。引き続き、現況届等の提出が必要です。

年金は希望した金融機関や郵便局で支払われます。「住所」や「支払いを受ける金融機関や郵便局」を変更するときは、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。

年金証書をなくしたとき

年金証書をなくしたり、汚したりしたときは「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所に送付して再交付を受けてください。

年金証書は年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管しておきましょう。

こちら警察署

美深警察署
☎ 2・1110

覚せい剤、ダメ。絶対ダメ

麻薬・覚せい剤・シンナー 大麻の乱用をなくそう

覚せい剤などの薬物乱用問題は、個人の心身を滅ぼすのみでなく、薬物乱用による幻覚、妄想が家庭を崩壊し、さらには殺人、放火などの凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こすなど、治安に大きく影響を与えており、社会問題の一つとなっています。

最近の薬物情勢を見ますと、覚せい剤の乱用者が一昨年は5年ぶりに増加しましたが、昨年は、また減少に転じたものの、覚せい剤・大麻・MDMAなどの携帯型の密輸入事犯が後を絶たず、覚せい剤粉末および錠剤型覚せい剤の押収量が増加するなど、若年層などへの乱用の拡大が懸念され、極めて深刻な情勢が続いています。



■薬物の恐ろしさを知らずに「一度だけなら」という安易な気持ちや好奇心から手を出すとついつい止められないようになり、薬物乱用の常習者や精神異常者になったり、急性中毒症状で死に至ったりするほか、やめてから数年後に突然精神障害が起こる「フラッシュバック(再燃現象)」があらわれることもあります。薬物乱用は絶対に止めましょう。

■MDMAなどの合成麻薬や大麻の検挙人員、押収量が高水準で推移しています。特に若年層の間では警戒心や抵抗感が薄れファッション感覚での薬物乱用が増加

気軽にご相談を…
困りごと、悩みごとなど
警察への相談は
#9110番へ



しており、あなた自身の周りに忍び寄っています。■乱用されている薬物のほとんどは、海外から密輸入されており、警察では、水際で止めるため、税関や海上保安庁などの関係機関、海外の取締り期間と連携を強め、その摘発と組織の壊滅に全力をあげています。■暴力団等薬物密売組織は、覚せい剤など薬物の密売により莫大な不法利益をあげ、これを資金源にして、新たな犯罪を敢行するなど善良な市民を苦しめています。

消防署

だより



危険物安全週間が はじまります

灯油やガソリンなどの液体燃料は、今や日常生活の中では必要不可欠なものです。購入や取り扱いも比較的に変わりはありません。場合によっては引火爆発する恐れがあるので、各危険物の特性に応じた慎重な取り扱いが求められます。

『危険物 目指せ無事故の MVP』をスローガンに、今年も6月3日～9日まで危険物安全週間が全国一斉に始まります。期間中は消防職員による危険物取扱事業所などへの立入検査を行います。また、一般住民に対してもポスターなどによる普及啓発活動を行うほか、危険

危険物取扱者 保安講習のご案内

危険物取扱者のうち、現在、危険物取扱作業に従事している方は、前回講習を受けた日から、原則として**3年以内**(これから危険物を取扱われる方は、従事する日から**1年以内**)に受講しなければなりません。該当される方は、受講してください。

また、道内各地でも同講習が行われています。他の開催地の日時などは、消防署までお問合せください。

■開催日
7月3日(火)

■場所
名寄市民文化センター

■受講申請書の受付期間
受講日の10日前まで

※受講申請書は、美深消防署にあります。

美深消防署
TEL 2・1136

暮らしの お知らせ

このコーナーには、皆さんの暮らしに役立つ情報を掲載しています。くわしくはそれぞれの問合先へご連絡ください。

役場 (代表)
☎2-1611

生活

提出してください 児童手当現況届

児童手当の支給を受けている方は、毎年6月1日から30日までの間に児童手当現況届を提出することが義務づけられています。

この届が提出されていないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなりまのでご注意ください。

提出期間

6月1日(金)から
29日(金)まで

必要なもの

- 受給者の加入している健康保険の保険証
- 受給者の加入している年金の種類および記号・番号がわかる年金手帳など
- 前年分の所得を明らかにできる書類(平成18年分



父の日
6月17日

の源泉徴収票・平成19年度町道民税徴収税額通知書など)

○印鑑

■注意事項

平成19年1月1日現在の住所が美深町以外の方は、児童手当用所得証明書(前年の所得を明らかにする前住所での市町村長の証明書)の添付が必要になります。

■提出・問合せ先

役場住民生活課
保健福祉グループ(福祉)
TEL 2・1683(直通)

犬も猫も家族の一員 愛情と責任を持ちましょう

動物を飼う場合は、愛情を持って生涯一緒に生活することはもちろんですが、他人に迷惑をかけるないように、しつけや心配りが必要です。また、最近、犬または猫

に関する苦情が多くなっています。次の点に注意しましょう。

○フンの始末は、飼い主の責任です

散歩させるときは、袋などを用意して必ず家に持ち帰りましょう。

○放し飼いはやめましょう

飼い犬を散歩中や夜間などに鎖を解き放している場合が見受けられます。犬が怖い人や嫌いな人もいますし、犬を放すことは法律や条令で禁止されています。また、飼い猫が花畑などを荒らして他人に迷惑を掛けている場合があります。

飼い主の皆さんのマナーが大切です。無責任な放し飼いはやめましょう。

○野良犬・猫にエサやねぐらを与えない

もし野良犬や野良猫に「エサ」や「ねぐら」を与えると、あなたは歴とした買い主となります。責任と自覚を持ちましょう。

■問合せ先

役場住民生活課
生活環境グループ(環境生活)
TEL 2・1615(直通)

建物の建築には申請が必要です

建築物を建てる場合は、「建築確認申請」の提出が建築主に義務付けられています。

これは、国の法律に基づき安全で安心な建物なのかを事前にチェックするためのものです。

申請を設計会社に依頼される場合は、建築知識を熟知した建築士が申請代行してくれますので、よくご相談して提出してください。
※例外もありますが、申請は建築士が設計する図面でなければ受理されません。

この申請は、無秩序な建築物を防止するとともに計画的な市街地づくりを図るための確認ですので、無届けの場合は罰則対象となります。十分にご注意ください

■ 建築確認申請の対象となる建築物

- ① 10㎡(3坪)を超える建築物(市販の車庫や物置も対象です。)
※ 場所(準防火地域)によっては、面積が小さくても申請が必要です。
- ② 高さが2メートルを超える門や堀
- ③ 高さが4メートルを超える屋外広告物(看板など)

■ 建築確認申請に必要な提出書類

- 申請書2部(正本と副本)
- 図面3部(正本と副本、消防用)
- ※ 副本はコピーでも構いません。

建築確認申請についてのお問い合わせ・ご相談は、担当までご連絡を…
役場 産業施設課 施設グループ〔建築担当〕 TEL 2-1617(直通)

相談

移動年金相談所を 開設します

旭川社会保険事務所の専門員が次の日程で来庁し、移動年金相談所を開設します。年金に関することは、お気軽にご相談ください。

日時

6月27日(水)
午前9時30分から
午後3時まで

場所

役場2階 小会議室

相談の内容

国民年金、厚生年金制度についての相談、裁定請求の受付など

■問合せ先

役場住民生活課生活環境グループ(戸籍・年金)
TEL 2・1613(直通)

検査

計量器の定期検査を 実施します

商店・工場・学校・病院などで使用されている計量器(はかり・分銅・おもり)のうち、取引や証明に使用されているものは、計量法に基づき、北海道知事が行う「定期検査」を2年に1度受検するよう義務づけられています。
本年度は、次の日程で実

施されますので、取引や証明に「はかり」などを使用されている方は、必ず受検してください。
なお、前回(平成17年度)検査を受けた事業所などについては、直接連絡をしますが、今回初めて検査を受けられる事業所などについては、6月15日(金)までに届出いただきますようお願いいたします。

■検査日

7月11日(水)

■場所

役場南側車庫

■届出・問合せ先

役場産業施設課

産業グループ(商工・観光)

TEL 2・1642(直通)

わがやの アイドル

なかむら あさみ ちゃん
中村愛咲美

H18・2・11生、吉野
父・秀樹さん 母・佐衣子さん



○明るく、元気で、やさしい子に育ってね…(父・母)。

さか いり こ ちゃん
坂井梨瑚

H18・3・1生、第2
父・弘明さん 母・泰子さん



○元気でかわいい女の子に…
(父・母)。

陸・海・空 自衛官募集

■種目

- ・2等陸・海・空士
- ・一般曹候補生
- ・看護学生
- ・海・空航空学生
- ・防衛大学校学生
- ・防衛医科大学校学生

お電話お待ちしております

※受験の有無にかかわらず、説明のみも対応します
※受験申込は、役場総務課でも対応しています

【私たちも、自衛官募集を応援します】

私たちは、自衛官の募集に関する美深町の相談員です。私たちは、美深町長と自衛隊旭川地方協力本部長から、自衛官募集相談員の連名委嘱を受け、自衛官募集に関する相談役をお受けしております。

自衛隊では、19年度の陸・海・空自衛官(男女)を募集しております。自衛隊に関心のある若人、ご家族の皆さまの相談をお待ちしております。気軽にご相談ください。



菅野 福義



松原 俊晴



上坂 政子



阿部 憲一

■問合せ先/自衛隊旭川地方協力本部名寄出張所 TEL 01654・2・3921

6月は固定資産税第1期の納期です
7月2日までに納めましょう

美深町

名寄保健所

心の健康相談のお知らせ
(要電話予約)

- 名寄保健所では、次の日程で心の健康(精神保健)相談を行っています。
- 日時/毎月第2水曜日 午後2時～午後4時
- 場所/名寄保健所
- 担当者/名寄市立総合病院 神経精神科医長 野口剛志、名寄保健所 保健師
- その他/日程は変更する

場合がありまますので、必ず事前に予約をお願いします。

北海道特定不妊治療費助成事業の助成内容が拡大しました

- 対象者
 - 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者
 - 法律上の婚姻をしている夫および妻の前年の所得合計額が730万円未満であること
 - 知事が指定する医療機関で治療を受けた者

■助成の額および期間
特定不妊治療に要した費用に対して、一回の治療費につき10万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間

- 対象外
 - 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による治療
 - 代理母や借り腹による治療
- 問合せ先
北海道名寄保健所 健康推進課
TEL 01654・33121

天塩川だより

名寄市

〈松浦武四郎踏査150年記念〉
「天塩川を語るつどい」in名寄
■とき/6月7日(木) 18時～20時30分
■ところ/グランドホテル メープル
■内容/江戸時代の探検家松浦武四郎が蝦夷地(北海道)に渡り、天塩川を踏査したのは、ちょうど150年前の6月のことでした。この機会に天塩川に関する歴史や、その中で暮らしてきた先人たちの生活を振り返りながら、世代を超えて語り継ぐため「天塩川を語るつどい」in名寄を開催します。同つどいでは、基調講演・話題提供・パネルトークが行われるほか、同時開催でパネル展「天塩川と共に」も行われます。天塩川流域の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

■入場料/無料
■主催/NPO法人 天塩川リバーネット21
■後援/名寄市、名寄市教育委員会、旭川開発建設部他

このコーナーは、和寒町以北、7市町村からの話題を随時掲載しています。

美深高等養護学校 私たちの授業を見に来て下さい

～公開授業週間～
7月2日(月)から6日(金)
8時55分から14時35分まで随時
ただし、6日は13時50分まで。
また、12時15分から13時5分までは除く。



問合せ先 美深高等養護学校 TEL 2・2155

ごみの不法投棄や 野外焼却はやめましょう

ごみ(廃棄物)は法律などの定める方法により適切に処理しましょう。自分の土地だからといって、ゴミを捨てたり、野外焼却すると次のような罰則を受けます。



- ◆自己所有地へ投棄すると…
 - ・5年以下の懲役
 - ・1,000万円以下の罰金
- ◆野外焼却すると…(例外もあります)
 - ・3年以下の懲役
 - ・300万円以下の罰金

美深町・美深町自治会衛生部連絡協議会

教科書展示会

現在、町内小中学校で使用している教科書の展示会を次のとおり開催します。

- 期間 6月15日(金)～6月29日(金) 各日9時から17時
- 場所 文化会館COM100 ギャラリー



問合せ先 美深町教育委員会 TEL 2・1744

フラワーフェスティバル

高等養護学校生活園芸科3年生による花の即売会が次の日程で開催されます。皆さまのお越しをお待ちしています。

- 期間 7月5日(木) 10時～14時
6日(金) 10時～13時30分
- 場所 美深高等養護学校駐車場

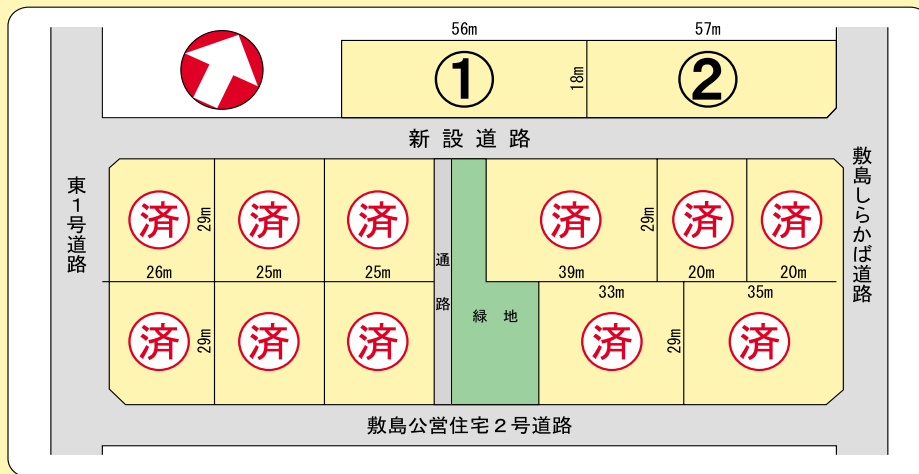


問合せ先 美深高等養護学校 TEL 2・2155

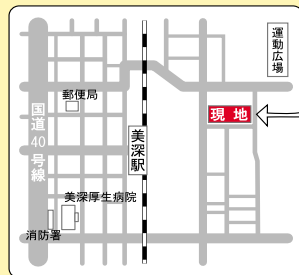
建設工事等にかかる入札結果報告

4月24日入札分

工 事 名	工 期	請負金額 (円)	予定価格 (円)	請負業者名
町道舗装補修工事	4/24~6/29	3,255,000	3,402,000	平和舗道(株)



新生分譲地 分譲受付中



■申込み資格

- 美深町に住所を有する方又は有することとなる方（個人のみ）
- 土地引渡し後5年以内に専用住宅を建設し入居できる方
- 市町村税及び国民健康保険税（料）の完納者
- 申込みは、原則1世帯1区画とします

■分譲条件

- 自ら居住するための住宅等を建設すること（移動可能な建物は対象外です）
- 引渡し後5年間は分譲地及び住宅等を第三者に譲渡及び賃貸借その他の権利移転をしないこと
- 新生分譲地宅要綱、契約内容等に違反しないこと
- 住宅建設は、1区画に1棟とします（物置、車庫等は別）

No.	面積	価格
①	1017.17㎡ (307.8坪)	2,370,060円
②	1027.41㎡ (310.9坪)	2,393,930円

問合せ先/役場総務課
企画グループ TEL2・1645(直通)